

「県連総会時の委任状の取り扱い要領」(Ver2 案)

県連総会時の「委任状」の取り扱いについては、従来明確にされておりましたので、公平性を保つ意味からも平成 29 年度の県連総会より、以下の要領で運用するよう提案します。

1. 「議長への委任」について

議決の委任先を「議長」とすることが多いですが、本総会の場合「議長」への議決の委任は無効(委任する意味がない)とします。

【理由】:議長が 1 票の議決権を有していると仮定した場合、当初の議決で 1 票、可否同数の場合で 2 票目の議決となり、議長だけが実質的に議決権を 2 票有することになるので合理的ではありません。従って本総会の「議長」については、可否同数の場合を除き、そもそも総会の議決に加わる権利を有しておらず、総会秩序の維持、議事の進行、採決を行う任にあたるだけであると解釈したいと考えます。

その結果、「議長を受任者とした委任状」の有効性については、可否同数の場合にのみ議決権を有します(規約第 9 条)ので、自身の 1 票のみで議案の議決が行われるため、それ以上の委任が行われても無効(意味がない)となります。

(可否同数の場合の議決には、議長の有する 1 票のみで有効となりますので、議長に委任しても意味はないこととなります。)

※県連盟規約第 9 条…可否同数の時は議長がこれを決する。

2. 受任者が職名だけの委任状の効力

あらかじめ受任者の個人名が特定できる場合は、有効とします。

【理由】:議決権の行使に関する委任状には、「副連盟長」「議長」「書記」などがあります。「議長」への委任が無効であることは前述の通りです。

もしも委任先が「書記」とあった場合は、書記を特定の個人とする規定がないため、総会当日に出席した個人の中から書記が選出されて、初めて受任者名が特定される。つまり委任者は、当日にしか個人名が確定できない職名に対して議決権を委任したことになりますので、このケースは無効とします。

逆に「副連盟長」などのように、個人名が特定できる委任状は有効とします。

3. 「他の出席議員に委任」(規約 10 条)の意味

もともと「議決権を有しない者」への委任は無効です。但し、出欠のカウントには入れるものとします。

【理由】:規約 10 条の意味は、欠席者への委任が無効であることと共に、そもそも「議決

に加わることができる有資格者への委任」の意味が含まれています。従って、委任者は次の項目 4 で述べる「議決権を有する者」で、現に出席している者への委任が必要です。

※「他の出席議員に委任」する場合は、総会時に委任状を委任者の所属する受付に提示して、地区事務長(県連役員は県連事務局長)に、当該受任者が出席しているかどうかの確認を受ける必要があります。

4. 議決権を有する者とは

- ① 加盟員で加盟団を代表する者 1 名:必ずしも団委員長であることを要しません。「同一団内の加盟員」で、団の代表者であることを申し出た者としてします。(そもそも委任ではないため、団委員長の委任状は必要がありません。)
- ② 本連盟役員(連盟長、副連盟長、理事長、副理事長、地区代表理事、常任理事、県連盟コミッショナー、県連盟副コミッショナー、名誉会議議員、監事、理事でない各種委員会委員長)
- ③ 地区コミッショナー
- ④ 議決権を受任した他の出席議員
- ⑤ 可否同数の場合における議長

5. 議決権を有しない者とは

- ① 通常の採決における「議長」
- ② 「動議」が議案として採択された場合は、本人が出席している場合のみ議決権を有することとします。動議の場合は、委任状で議決に加わることはできません。

6. 重複する役務を持つ議員の議決権について(受任した場合を除く「一人一票の原則」)

- ① 地区コミッショナーと県連副コミッショナーの兼務は、県連副コミッショナーを優先する。
- ② 団委員長で県連役員を兼ねる場合は、県連役員を優先する。

※団代表に委任は無く、従って団委員長の委任状は無効(不必要)です。(4-①参照)

7. 委任状への賛否の記載について

県連盟規約第 10 条に「その賛否を明らかにした委任状」とありますが、県連の発行する委任状は従来、「賛否を記入する委任状」にはなっていません。従って平成 29 年度の総会では、委任状の形式を変える必要性があります。もしも変えないとするならば、委任者の賛否は受任者の賛否と同じとします。

8. 欠席者への委任は、出席カウント、議決権行使ともに無効とします。

9. 委任状に自分の名前の記入がないものは、委任の意思が無いとして無効とします。

10. 委任状に自分の名前が記入されていて、委任相手先の名前欄が無記入の場合は、出席カウントはされるものの議決権の行使はできないものとします。

以 上
神奈川連盟県コミッショナー 清水 裕